資料3

令和９年１月１７日執行
尾張旭市長選挙資料

選 挙 公 営 の 手 引

尾張旭市選挙管理委員会

は　じ　め　に

尾張旭市長選挙について候補者は、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成に係る経費が一定の条件の範囲内で公費負担とされており、これらの経費の支払いについてはいろいろな手続が定められています。

この小冊子は、１月１７日に行われる尾張旭市長選挙において公営の適用を受けようとする場合、候補者・業者等のかたがたが行わなければならない手続について記述したものであります。

なお、この小冊子では、法令等の用語について、次のように略称を使用しておりますのでご注意ください。

法：公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）
令：公職選挙法施行令（昭和２５年政令第８９号）
規則：公職選挙法施行規則（昭和２５年総理府令第１３号）
公営条例：尾張旭市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成５年尾張旭市条例第１５号）
ビラ条例：尾張旭市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成１９年尾張旭市条例第１９号）
公営規程：尾張旭市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する規程（平成５年尾張旭市選挙管理委員会告示第５号）
市　長：尾張旭市長
市選管：尾張旭市選挙管理委員会

目　　次

１　選挙公営の種類　…… 1

２　選挙公営の要点　…… 2

３　選挙運動用自動車の使用の公営
　ハイヤー契約の場合　…… 3
　レンタル契約の場合　…… 5

４　選挙運動用ポスター及びビラの作成の公営　…… 10

〔選挙運動費用に関する公営制度　Ｑ＆Ａ〕…… 13

１　選挙公営の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、法、公営条例及びビラ条例において対象及び上限額等の基準が決められています。

⑴　選挙運動用自動車の使用

①　ハイヤー契約の場合

上限額　……　**１日あたり６４，５００円**

②　レンタカー契約の場合

ア　自動車の借入（１日１台に限る）

上限額　……　**１日あたり１６，１００円**

イ　燃料代

上限額　……　**４，６２０円×選挙運動日数**

ウ　運転手の雇用（１日１人に限る）

上限額　……　**１日あたり１２，５００円**

※　ハイヤー契約とレンタカー契約の併用はできません。

※　運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担を受けることができません。

⑵　選挙運動用ポスターの作成

・　作成枚数の上限数　…**１９３枚**（選挙区のポスター掲示場数×1.3（1未満切上げ））

・　作成単価の上限額　…**１，３６２円**（１枚あたり）

（316,250円＋586円88銭×148箇所）÷148箇所×1/2

＝1361.852…円（1円未満切上げ）

⑶　選挙運動用ビラの作成

・　作成枚数の上限数　……　**１６，０００枚**

・　作成単価の上限額　……　**８円３８銭**（１枚あたり）

★　供託物が没収される場合（法定得票数に達しない場合等）は、公費負担を受けることができません。

２　選挙公営の要点

⑴　必ず有償契約を締結しなければならないこと

公営の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、市選管に届け出なければなりません。

なお、無償の場合は公費負担の対象となりません。

⑵　公営の適用される額には、すべて一定の限度額があること

公費負担については、公営条例及びビラ条例により種類ごとの限度額が定められています。この限度額を超える額については公費負担の対象となりません。

⑶　必ず所定の手続をしなければならないこと

公営が適用される場合、市は業者等からの請求に基づき、一定額を業者等に支払うこととされていますが、この経費の支払いには必ず所定の手続が必要です。

なお、手続はおおむね次の日程で行い、届出等に係る書類には、契約書に記された住所、氏名等を記載してください。

種　　別	提 出 先 等	期　　日　　等
1　契約届出書 ⑴　立候補の届出前の契約 ⑵　立候補の届出後の契約	**候 補 者　→　市 選 管**	立候補の届出後直ちに 契約後直ちに
2　各種確認申請書（※）	**候 補 者　→　市 選 管**	契約の届出と同時に
3　各種確認書（※）	**候 補 者　→　事業者等**	市選管から交付後直ちに
4　各種使用(作成)証明書 ⑴　使用証明書 （自動車、燃料、運転手） ⑵　作成証明書 （ポスター、ビラ）	**候 補 者　→　事業者等**	契約履行後直ちに （選挙期日又はその前日） 納品後直ちに
5　請求書	**事業者等　→　市　　長**	選挙期日後速やかに

※　燃料代、ポスター及びビラ作成枚数のみ必要。なお、「確認書」は、候補者からの「確認申請書」の提出に基づき、市選管が交付するものです。

⑷　候補者に係る供託物が没収されないこと

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象となりません。

３　選挙運動用自動車の使用の公営

【ハイヤー契約の場合】

⑴　どのような場合に公営となるか

候補者に係る**供託物が没収されないときに限り**、次の範囲内で選挙運動用自動車の使用に関し、公費負担となります。（公営条例2）

⑵　どのようなものが公営となるか

道路運送法第３条第１号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者と有償契約（以下「一般運送契約」といいます。）を締結し、選挙運動用自動車を使用するときは、**１日１台６４，５００円の範囲内**が公費負担となります。

なお、１日に２台以上一般運送契約により選挙運動用自動車を使用するときにあっては、候補者はいずれか１台を指定しなければなりません。（公営条例4①）

⑶　どのような手続きをしなければならないか

① 候補者と運送事業者間で**一般運送契約を締結**します。

（契約は選挙公営の上限額の範囲内でなくても構いませんが、超過した分は候補者の自己負担となります。）

② 候補者は、市選管へ**選挙運動用自動車の使用の契約届出書に契約書の写しを添付して提出**します。

③ 業者の契約履行後、候補者は、**選挙運動用自動車使用証明書を運送事業者に提出**します。

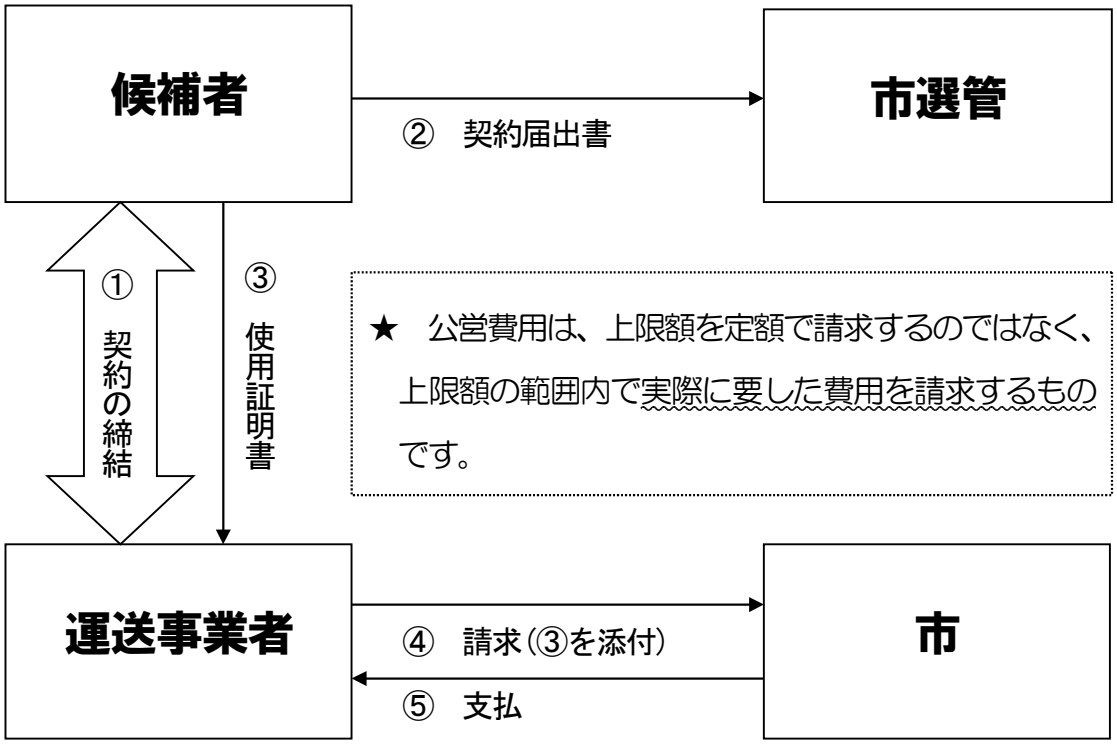
④ 業者は、**請求書に請求内訳書及び③の選挙運動用自動車使用証明書を添付し、市長宛に所定の経費を請求**します。

（供託物が没収される候補者（法定得票数に達しない場合等）のものについては、市に請求できません。）

⑤ 市は、**請求書等の書類を確認し、所定の経費を運送事業者に支払います**。

以上の流れを図に表すと次のようになります。

選挙運動用自動車の使用の公営の流れ（ハイヤー契約）



順序	内　　容	提　出　先	必 要 書 類
①	有償契約の締結	―	契約書
②	①の契約をしたことの届出	候　補　者　→　市　選　管	契約届出書 契約書の写し
③	使用証明書の提出	候　補　者　→　運送事業者	使用証明書
④	公営とされる経費の請求	運送事業者　→　市	請求書、請求内訳書、使用証明書
⑤	経費の支払	市　→　運送事業者	

※　供託物が没収される候補者のものについては、運送事業者は④の請求をすることができません。

【レンタル契約の場合】

⑴　どのような場合に公営となるか

候補者に係る**供託物が没収されないときに限り**、次の範囲内で選挙運動用自動車の使用に関し公費負担となります。（公営条例2）

⑵　どのようなものが公営となるか

「ハイヤー契約の場合」でいう一般運送契約以外の契約を締結し、選挙運動用自動車を借入れ、燃料の供給を受け又は運転手を雇用するときは、それぞれ次の額の範囲内が公費負担となります。（公営条例4②）

ア　選挙運動用自動車の借入

選挙運動用自動車を借入れる有償契約（以下「自動車借入れ契約」といいます。）を締結し、選挙運動用自動車を借入れるときは、**１日１台１６，１００円の範囲内**で自動車借入代が公費負担となります。なお、１日に２台以上自動車借入れ契約により選挙運動用自動車を借入れるときにあっては、候補者はいずれか１台を指定しなければなりません。

イ　選挙運動用自動車の燃料の供給

選挙運動用自動車の燃料の供給に関する有償契約を締結し、燃料の供給を受けるときは、**立候補の届出をした日から選挙の期日の前日までの日数に４，６２０円を乗じて得た額**（告示日に届けた場合、７日×４，６２０円＝３２，３４０円）**の範囲内**で燃料代が公費負担となります。

ウ　選挙運動用自動車の運転手の雇用

選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する有償契約を締結し、運転手を雇用するときは、**１日１人１２，５００円の範囲内**で運転手の報酬の額が公費負担となります。なお、この契約で１日に２人以上の運転手を雇用するときにあっては、候補者はいずれか１人を指定しなければなりません。

⑶　どのような手続きをしなければならないか

選挙運動用自動車の借入及び運転手の雇用と燃料の供給では、手続きに必要な手順が異なりますので注意してください。

※　燃料の供給のみ確認申請書、給油伝票の写しの提出等の手続きが必要です。

（選挙運動用自動車の借入れ及び運転手の雇用）

① 候補者と事業者等間で、自動車の借入れ、自動車の運転手に係る**有償契約を締結**します。

（契約は選挙公営の上限額の範囲内でなくても構いませんが、超過した分は候補者の自己負担となります。）

② 候補者は、市選管へ**選挙運動用自動車の使用の契約届出書に契約書の写しを添付して提出**します。

③ 事業者等の契約履行後、候補者は、**選挙運動用自動車使用証明書を事業者等に提出**します。

④ 事業者等は、**請求書に請求内訳書、③の選挙運動用自動車使用証明書を添付し、市長宛に所定の経費を請求**します。

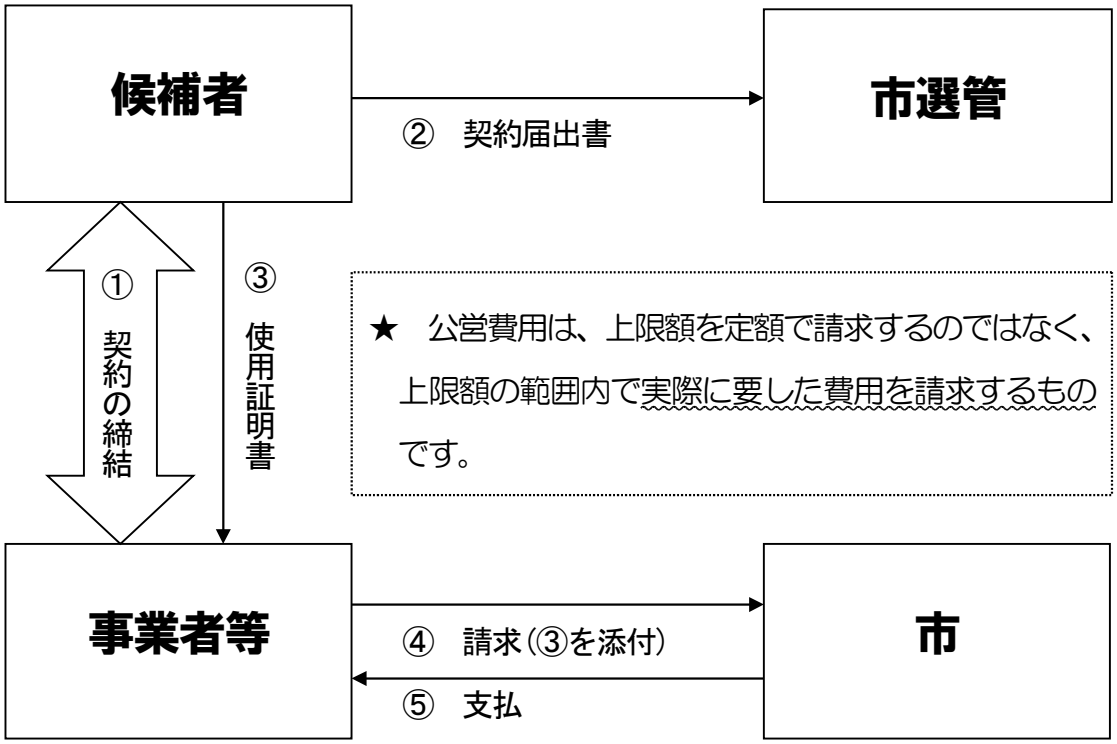
（供託物が没収される候補者（法定得票数に達しない場合等）のものについては、市に請求できません。）

⑤ 市は、**請求書等の書類を確認し、所定の経費を事業者等に支払います**。

以上の流れを図に表すと次のようになります。

選挙運動用自動車の使用の公営の流れ（レンタル契約　その１）

（選挙運動用自動車の借入れ及び運転手の雇用）



順序	内　　容	提　出　先	必 要 書 類
①	有償契約の締結	―	契約書
②	①の契約をしたことの届出	**候　補　者** → 市 選 管	契約届出書 契約書の写し
③	使用証明書の提出	**候　補　者** → 事 業 者 等	使用証明書
④	公営とされる経費の請求	事 業 者 等 → 市	請求書、請求内訳書、使用証明書
⑤	経費の支払	市 → 事 業 者 等	

※　供託物が没収される候補者のものについては、業者等は④の請求をすることができません。

（燃料の供給）

① 候補者と事業者間で、燃料代に係る**有償契約を締結**します。

（契約は選挙公営の上限額の範囲内でなくても構いませんが、超過した分は候補者の自己負担となります。）

② 候補者は、市選管へ**選挙運動用自動車の使用の契約届出書に契約書の写しを添付して提出**します。

③ 候補者は、公営の適用を受けようとする燃料代について、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、②の届出とあわせて、**自動車燃料代確認申請書を提出**します。

④ 市選管は、候補者の申請に基づき、燃料代が上限以内であることを確認し、**候補者に自動車燃料代確認書を交付**します。

また、候補者は、**交付を受けた自動車燃料代確認書を業者に提出**します。

⑤ 事業者の契約履行後、候補者は、**選挙運動用自動車使用証明書に給油伝票の写しを添付して事業者等に提出**します。

⑥ 業者は、**請求書に請求内訳書、④の自動車燃料代確認書及び⑤の選挙運動用自動車使用証明書（給油伝票の写しを含む）を添付し、市長宛に所定の経費を請求**します。

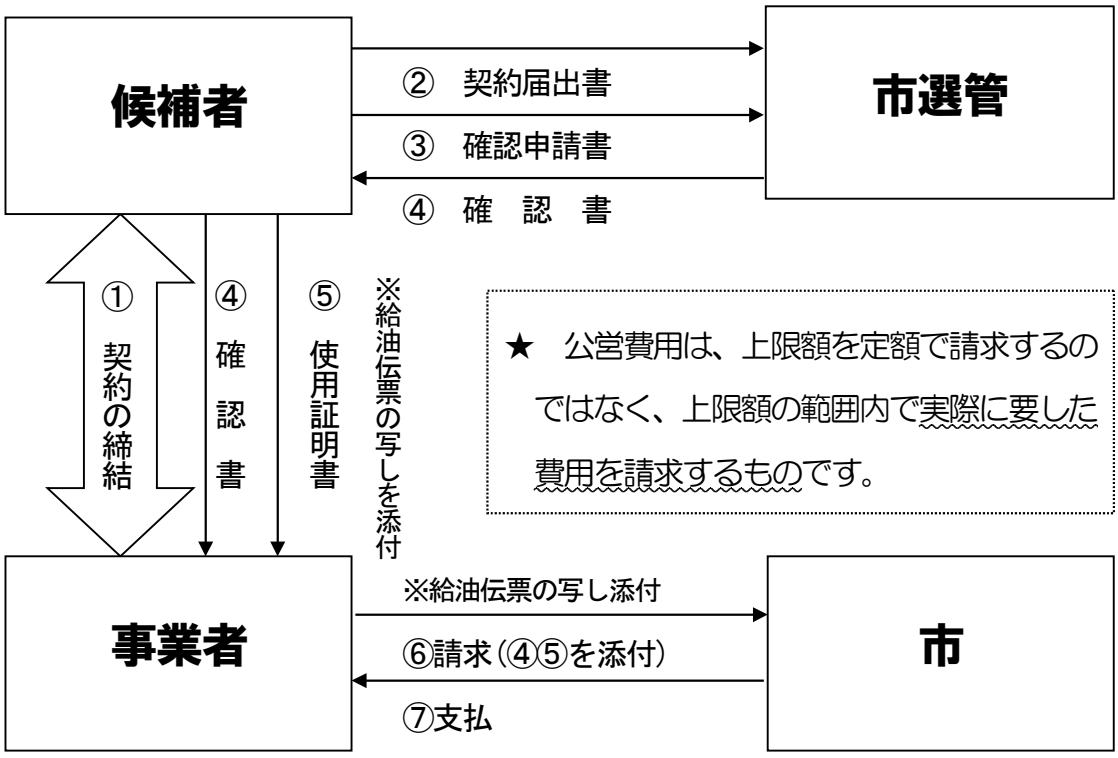
（供託物が没収される候補者（法定得票数に達しない場合等）のものについては、市に請求できません。）

⑦ 市は、**請求書等の書類を確認し、所定の経費を業者に支払います**。

以上の流れを図に表すと次のようになります。

選挙運動用自動車の使用の公営の流れ（レンタル契約　その２）

（燃料の供給）



順序	内　　容	提　出　先	必 要 書 類
①	有償契約の締結	―	契約書
②	①の契約をしたことの届出	**候　補　者** → 市　選　管	契約届出書 契約書の写し
③	燃料代の確認申請	**候　補　者** → 市　選　管	確認申請書
④	確認書の交付、提出	市選管→　**候補者**　→事業者	確認書
⑤	使用証明書の提出	**候　補　者** → 事　業　者	使用証明書 **※給油伝票の写しを添付**
⑥	公営とされる経費の請求	事　業　者 →　　市	請求書、請求内訳書、確認書、使用証明書 **※給油伝票の写しを添付**
⑦	経費の支払	市　　→ 事　業　者	

※　供託物が没収される候補者のものについては、燃料供給業者は⑥の請求をすることができません。

４　選挙運動用ポスター及びビラの作成の公営

⑴　どのような場合に公営となるか

候補者に係る**供託物が没収されないときに限り**、次の範囲内で選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラ（以下「ポスター」及び「ビラ」といいます。）の作成に関し、公費負担となります。（公営条例2、ビラ条例2）

ただし、選挙運動費用収支報告書には、公費負担とされる作成費についても計上する必要があります。

⑵　どのようなものが公営となるか

候補者がポスター及びビラの作成を業とする者（以下「ポスター及びビラ作成業者」といいます。）と有償契約を締結してポスター及びビラを作成するときは、次の範囲内で公費負担となります。（公営条例5、ビラ条例4）

ア　ポスターの作成

ポスターを作成する有償契約（以下「ポスター作成契約」といいます。）を締結し、ポスターを作成するときは、**１枚あたりの作成単価×１９３枚（ポスター掲示場数１４８箇所×１．３）の範囲内**で作成費が公費負担となります。

なお、１枚あたりのポスター作成単価の限度額は次の計算式で算出します。今回の選挙については、**１枚あたり１，３６２円**です。

《計算式》

$$\frac{\text{３１６，２５０円＋５８６円８８銭×ポスター掲示場数（１４８箇所）}}{\text{ポスター掲示場数（１４８箇所）}} \times 1／2$$

※１円未満の端数があるときは切上げ

イ　ビラの作成

ビラを作成する有償契約（以下「ビラ作成契約」といいます。）を締結し、ビラを作成するときは、**１枚あたりの作成単価×１６，０００枚の範囲内**で作成費が公費負担となります。

なお、ビラの作成単価限度額は、**１枚あたり８円３８銭**です。

⑶　どのような手続をしなければならないか

①　候補者とポスター及びビラ作成事業者間で、ポスター及びビラの作成に係る**有償契約を締結**します。

（　契約は選挙公営の上限額の範囲内でなくても構いませんが、超過した分は候補者の自己負担となります。）

②　候補者は、市選管へ**ポスター又はビラ作成契約届出書に契約書の写しを添付して提出**します。

なお、**契約届出書の摘要欄には、作成費の内訳（例：写真撮影代〇〇，〇〇〇円、デザイン料〇〇，〇〇〇円、印刷費〇〇〇，〇〇〇円等）を記載してください**。

③　候補者は、公営の適用を受けようとするポスター又はビラの作成費について、公費負担の範囲内であることの確認を受けるため、②の届出とあわせて、**ポスター又はビラ作成枚数確認申請書を提出**します。

④　市選管は、候補者の申請に基づき、作成枚数が上限以内であることを確認し、**候補者にポスター又はビラ作成枚数確認書を交付**します。

候補者は、**交付を受けたポスター又はビラ作成枚数確認書を業者に提出**します。

⑤　事業者の契約履行後、候補者は、**ポスター又はビラ作成証明書を業者に提出**します。

⑥　事業者は、**請求書に請求内訳書、④のポスター又はビラ作成枚数確認書及び⑤のポスター又はビラ作成証明書を添付し、市長宛に所定の経費を請求**します。

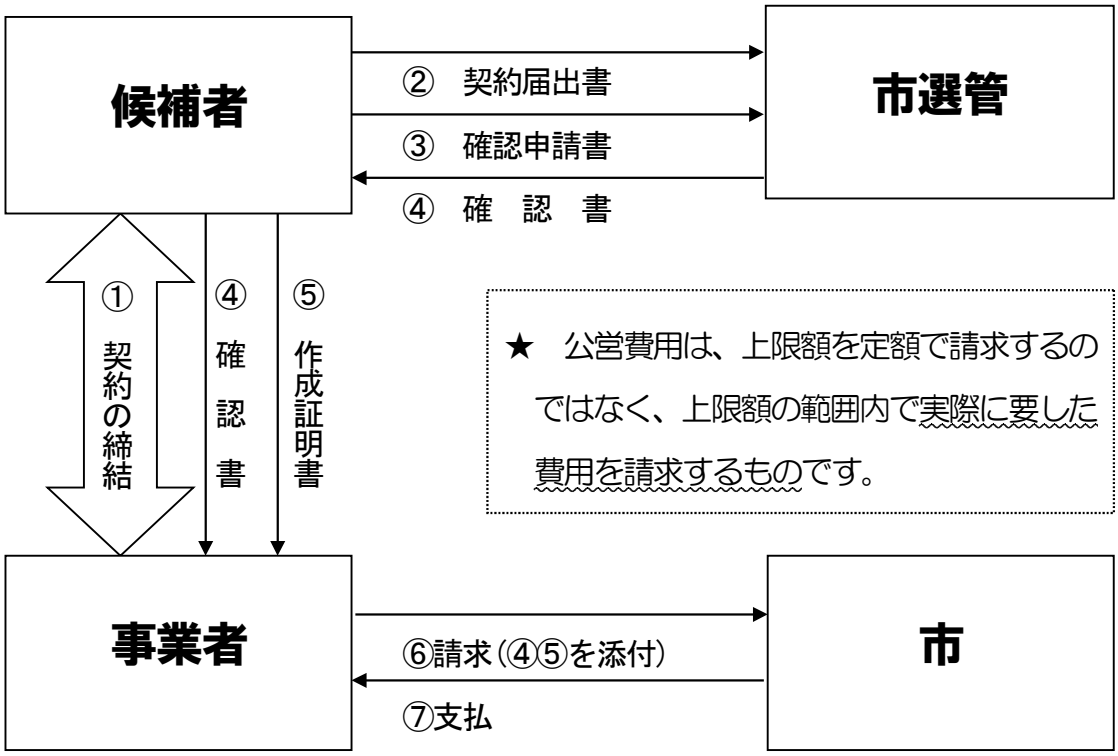
なお、**請求内訳書の摘要欄には、作成費の内訳（例：写真撮影代〇〇，〇〇〇円、デザイン料〇〇，〇〇〇円、印刷費〇〇〇，〇〇〇円等）を記載してください**。

（　供託物が没収される候補者（法定得票数に達しない場合等）のものについては、市に請求できません。）

⑦　市は、**請求書等の書類を確認し、所定の経費を事業者に支払います**。

以上の流れを図に表すと次のようになります。

選挙運動用ポスター・ビラの作成の公営の流れ



順序	内　　容		必 要 書 類
①	有償契約の締結	―	契約書
②	①の契約をしたことの届出	**候　補　者** → 市　選　管	契約届出書 契約書の写し
③	作成枚数の確認申請	**候　補　者** → 市　選　管	確認申請書
④	確認書の交付、提出	市選管→ **候 補 者** →事業者	確認書
⑤	作成証明書の提出	**候　補　者** → 事　業　者	作成証明書
⑥	公営とされる経費の請求	事　業　者 →　　市	請求書、請求内訳書、 確認書、作成証明書
⑦	経費の支払	市　　→ 事　業　者	

※　供託物が没収される候補者のものについては、ポスター及びビラ作成業者は⑥の請求をすることができません。

選挙運動費用に関する公営制度　Ｑ＆Ａ

【共通事項】

１　選挙運動費用の公営制度は、上限額を定額で負担してもらえる制度ですか。

Ａ　**違います。定額負担ではありません。**

公営制度は、市条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度です。

したがって、実際に要した費用が上限額に満たない場合は、実際に要した費用のみが公費負担の対象となります。

２　公営制度を利用するために必要な書類や保管しておく方が良い書類には、どのようなものがありますか。

Ａ　公営関係の申請書に添付が義務付けられている書類は次のとおりです。

- **有償契約をした場合の契約書（写）**
 ※　契約届出書に添付が義務付けられています。
- **選挙運動用自動車に燃料を供給した際の給油伝票（写）**
 ※　候補者が業者に提出する選挙運動用自動車使用証明書（燃料）及び業者が市に請求する請求書に添付が義務付けられています。

また、ポスター及びビラの作成費については、契約届出書及び請求内訳書に作成費の内訳の記載が必要ですので、明細を記載した見積書や納品書などは、事実関係を証明するために、保管しておいた方が良いでしょう。

３　公費負担を受けることができない場合がありますか。

Ａ　選挙の結果、一定の得票数（市長選挙の場合、「有効投票の総数×１／１０」）に達しなかった場合は、公費負担を受けることができません。

また、公営に関する所定の手続き（有償契約の締結、各申請書類の提出等）を行わない場合なども公費負担の対象となりません。

このような場合、自動車の借上げやポスターの作成等にかかった経費について業者等は市に請求できないので、候補者側で支払うこととなります。

【選挙運動用自動車の使用（車両の借上げ）】

４　選挙運動用自動車のほかに、選挙事務の業務用としてレンタカーを借りようと思いますが、どちらも公費負担の対象となりますか。

Ａ　**対象となりません。**公費負担の対象は、選挙運動用自動車１台のみです。

したがって、選挙運動用自動車以外に業務用としてレンタカーを借りた場合は、選挙運動用自動車以外の車両分を誤って請求することのないよう注意してください。

５　レンタカー業者から選挙運動用の車上看板の作成・設置をしてもらった場合、看板費用も含めて車両の請求することはできますか。

Ａ　**看板費用は公費負担の対象とはなりません。**車両本体の借上げ料のみが公費負担の対象となりますので、看板の作成費等を誤って請求することのないように注意してください。

※平成３０年４月に執行された愛西市議会議員選挙の際に、看板作成費用等を含めて請求したとして、返還したと新聞報道がありました。

６　選挙運動期間前からレンタカーを借りていましたが、その期間を含めたレンタル代金が公費負担の対象となりますか。

Ａ　**対象となりません。**公費負担の対象となる期間は、選挙運動期間中（立候補届日から選挙期日の前日まで）に限られます。

【選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）】

7　無償で選挙運動用自動車を運転してもらった場合は、公費負担の対象となりますか。

A　**対象となりません。**あらかじめ有償契約を締結したうえで、市条例で定められた金額を上限に、実際の契約金額を公費負担することができる制度ですので、無償の場合は請求できません。

8　１日に複数の運転手に選挙運動用自動車を運転してもらった場合は、全員分が公費負担の対象となりますか。

A　**対象となりません。**１日につき１人のみが公費負担の対象となります。１日に複数の運転手を雇用した場合は、そのうちの１人を公費負担の対象者として選んでください。

9　運転手の雇用にあたり、個人ではなく法人と運転手派遣契約をした場合は、公費負担の対象となりますか。

A　**対象となりません。**公費負担の対象は、原則として個人との契約に限られます。

※　法人と契約した場合、１日につき１人という原則が満たされないことがあるため

【選挙運動用自動車の使用（燃料の供給】

10　選挙運動用自動車以外に、選挙事務に使用した業務用自動車の燃料代も公費負担の対象となりますか。

A　**対象となりません。**公費負担の対象は、選挙運動用自動車１台の燃料代に限られます。

なお、燃料供給業者から市に請求する際には、自動車の登録番号が記載された給油伝票の写しが必要となります。この写しで確認できない燃料代については、請求されても公費負担の対象とはなりませんので、注意してください。

11　燃料供給業者との契約の際に注意することはありますか。

A　公費負担の請求時には、**「自動車の登録番号が記載された給油伝票の写し」の添付が義務付けられています**。

このため、燃料供給業者と契約を締結するにあたり、給油する際に「自動車の登録番号が記載された給油伝票」を発行してもらえるかを確認してください。なお、この給油伝票の写しがない場合は、公費負担することができませんので、注意してください。

【選挙運動用ポスター・ビラの作成】

12　選挙運動用ポスターについて、予備分を含めて３００枚作成してもらいましたが、総額が公費負担の上限額の範囲内なので、全額請求できますか。

A　**請求できるのは、１９３枚分のみです。**作成費の総額を作成枚数で割り出した１枚あたりの作成単価に、上限枚数の１９３を乗じた金額が対象となります。

《算出例》

作成費の総額 240,000 円÷作成枚数 300 枚＝1 枚あたりの作成単価 800 円

1 枚あたりの作成単価 800 円×上限枚数 193 枚＝154,400 円

この場合、１５４，４００円が公費負担の対象額となります。

13　契約届出書及び請求内訳書に記載する作成費の内訳は、どのように記載すれば良いですか。

A　例えば、写真撮影代○○，○○○円、デザイン料○○，○○○円、印刷代○○○，○○○円など作成業者に確認して記載してください。

なお、作成業者と契約を締結する前に、作成費の明細を記載した見積書をもらっておくなど、事実関係が証明できる書類を保管しておくことをお勧めします。